

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.51

【共通】問1 地階を除く階数が11以上で延べ面積が1万㎡以上の自衛消防組織設置防火対象物に置かれる自衛消防組織及び統括防火管理者に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 自衛消防組織には、統括管理者及び総務省令で定める自衛消防組織の業務ごとに総務省令で定める員数以上の自衛消防要員を置かなければならない。
- (2) 統括管理者は、自衛消防組織を統括する。
- (3) 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であって総務省令で定めるところにより都道府県知事の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者は、統括管理者になることができる。
- (4) 市町村の消防職員で、1年以上管理的又は監督的な職にあつた者は、統括管理者になることができる。

【消防用設備等】問1 いわゆる既存不適格状態にある防火対象物の消防用設備等であっても、工事の着手が当該消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る当該消防用設備等にあつては、施行又は適用に係る当該規定に適合させる必要がありますが、当該政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、防火対象物の増築又は改築に係る工事の着手に関する基準時とは、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の適用を受けない当該防火対象物における消防用設備等について、それらの規定（それらの規定が改正された場合にあっては、改正前の規定を含むものとする。）が適用されない期間の始期をいうものとする。

- (1) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が1,000㎡以上となるものにあつては、施行又は適用に係る当該規定に適合させる必要がある。
- (2) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が、基準時における当該防火対象物の延べ面積の三分の一以上となるものにあつては、施行又は適用に係る当該規定に適合させる必要がある。
- (3) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計とは、基準時以後において工事の着手があつた増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の面積をすべて合算したものをいう。
- (4) 消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の後に、当該防火対象物の主要構造部である壁について過半の修繕又は模様替えとなる工事に着手した場合は、

施行又は適用に係る当該規定に適合させる必要がある。

【消防用設備等】問2 次に掲げる防火対象物のうち、消防法令上、延べ面積が150㎡以上で消火器具を設置する必要のあるものを1つ選べ。ただし、これらの防火対象物は、地階、無窓階又は3階以上の階で床面積50㎡以上という規定の適用はなく、少量危険物や指定可燃物の貯蔵・取扱いの規定による消火器具の設置義務もないものとする。

- (1) 映画館
- (2) 飲食店
- (3) 図書館
- (4) 特別養護老人ホーム

【防火査察】問1 消防法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消しを行う場合は、行政手続法により事前手続として、聴聞を実施する必要があるが、聴聞に関する次の記述のうち、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。
- (2) 聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続である。
- (3) 聴聞開催の通知は、聴聞を行うべき期日までに相当の期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞通知書により行う。
- (4) 聴聞の実施に際し、当事者が正当な理由なく欠席した場合は、新たな聴聞の期日及び場所等を記載した聴聞通知書を作成し、当事者に再度通知する。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）に関する記述のうち、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める」とは、消火、避難等消防の活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものである。
- (2) 法第3条第2項中の「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限られ、その者を特定できる場合全般をさすものではない。
- (3) 法第5条の3第2項、ただし書き、「緊急の必要があると認めるとき」とは、早急に火災予防等の危険を排除する必要がある場合で、相手方に公告の内容を伝える暇のないことである。
- (4) 法第5条の2第1項第1号中の「履行されても十分でなく」とは、義務者が履行の着手はしたが求められた措置の内容を完全には履行しないことである。

〔危険物〕 問1 屋外貯蔵タンクに係る地震の影響に関し、設計震度の計算方法について応答倍率を考慮する修正震度法が適用されるものとして適当なものは、次のうちどれか。

- (1) 指定数量の倍数が10以上の屋外タンク貯蔵所
- (2) 準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所
- (3) 特定屋外タンク貯蔵所
- (4) 最大数量が1万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所

〔危険物〕 問2 貯蔵倉庫の軒高が6m以上の屋内貯蔵所に関する基準についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 第4類の危険物のみの貯蔵倉庫であること。
- (2) 貯蔵倉庫は、壁、柱、はり及び床を耐火構造とすること。
- (3) 軒高は20m未満であること。
- (4) 第2種の消火設備又は移動式以外の第3種の消火設備を設けること。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

昇任試験実力養成講座 共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 地方自治法第138条の3参照。
(2) 地方自治法第140条参照。
(3) 地方自治法第141条参照。
(4) 地方自治法第154条の2参照。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 地方自治法第1条参照。
(2) 地方自治法第1条の2参照。
(3) 地方自治法第2条第9号参照。
(4) 地方自治法第2条第6項参照。

〔公務員法制等〕

問1 答 (3)

解説 高齢者部分休業は、加齢による諸事情への対応、地域貢献、ワークシェアリング等のため短時間勤務を希望する職員について、勤務時間を減らしつつ定年まで勤務することを可能とする制度である。このため、その趣旨から、高齢者部分休業の承認には、修学部分休業の承認において求められる「当該職員の能力の向上に資すると認めるとき」という要件がない（地方公務員法第26条の4第1項）。

問2 答 (5)

解説 争議行為等の実行行為については、刑罰の適用はなく、懲戒処分の対象となるのみである。なお、設問後段の計画、助長等の行為については、公共の福祉に反する争議行為等を未然に防止する趣旨から、刑罰の対象となっている（地方公務員法第61条第4項）。

〔消防組織〕

問1 答 (2)

解説 消防組織法は公的消防組織を定めたものであることに鑑み、本条にいう「施設及び人員」とは、公的消防機関に係るものを指し、会社その他の自衛消防組織に係るものを含まない。なお、このことは、自衛消防組織が公的消防機関に協力するのを妨げるものではない。

問2 答 (1) 第47条

- (2) 緊密に連携
- (3) 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）
- (4) 都道府県隊長
- (5) 中隊長

解説 緊急消防援助隊運用要綱第16条を参照。

〔消防教養〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 消防組織法第43条参照。
(2) 消防組織法第42条第1項参照。
(3) 消防組織法第48条参照。
(4) 消防組織法第49条第3項参照。

〔消防法規〕

問1 答 (3)

解説 消防法第5条第1項、消防法第39条の3の2第1項参照。

問2 答 (3)

解説 消防法第17条の4第1項、消防法第41条第1項第5号参照。

問3 答 (3)

解説 3年以上である。消防法施行令第3条及び消防法施行規則第2条参照。

〔消防設備〕

問1 答 (2)

解説 消防法施行規則第31条の3の2参照

問2 答 (3)

解説 消防法施行令第35条参照。

問3 答 (4)

解説 消防法施行令第12条第1項第5号参照。

問4 答 (5)

解説 消防法施行規則第21条第3項1号イ・ロ参照。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 救急隊員の数は前年に比べ1,312人増加している。

問2 答 (2)

解説 a、b、eの3行為について実証研究がされる。救急救命士法施行規則が改正され附則4に処置内容が記載された。

問3 答 (2)

解説 (2)は救急救命士に認められた、医師の具体的な指示のもとに行われる気道確保の方法である。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法施行令第4条の2の8第1項。
 (2) 消防法施行令第4条の2の8第2項。
 (3) 消防法施行令第4条の2の8第3項第1号。自衛消防組織の業務に関する講習を行うこととされている法人は、都道府県知事の登録を受けたものではなく総務大臣の登録を受けたものである。
 (4) 消防法施行令第4条の2の8第3項第2号、消防法施行規則第4条の2の13第1号。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法第17条の2の5第2項第2号、消防法施行令第34条の2第1項第1号。
 (2) 消防法第17条の2の5第2項第2号、消防法施行令第34条の2第1項第2号。「延べ面積の3分の1以上」ではなく、「延べ面積の2分の1以上」である。
 (3) 消防法第17条の2の5第2項第2号、消防法施行令第34条の2第1項。
 (4) 消防法第17条の2の5第2項第2号、消防法施行令第34条の3。

問2 答 (2)

解説 (1) 消防法施行令第10条第1項第1号。令別表第一(1)項イに掲げる防火対象物は、延べ面積にかかわらず消火器具の設置義務がある。
 (2) 消防法施行令第10条第1項第2号。令別表第一(3)項ロに掲げる防火対象物は、延べ面積が150㎡以上で消火器具の設置義務がある。
 (3) 消防法施行令第10条第1項第3号。令別表第一(8)項に掲げる防火対象物は、延べ面積が300㎡以上で消火器具の設置義務がある。
 (4) 消防法施行令第10条第1項第1号。令別表第一(6)項ロに掲げる防火対象物は、延べ面積にか

かわらず消火器具の設置義務がある。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説 (1) 行政手続法及び違反処理マニュアルにより適切である。
 (2) 行政手続法及び違反処理マニュアルにより適切である。
 (3) 行政手続法及び違反処理マニュアルにより適切である。
 (4) 当事者が正当な理由なく欠席した場合は、聴聞を行ったものとして処理できるので、不適切である。

問2 答 (2)

解説 (1) 消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について（平成14年10月24日消防安第107号消防庁防火安全室長通知）により適切である。
 (2) 「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限らず、その者を特定できる場合全般をさすものである。不適切。
 (3) 上記1と同じ理由。
 (4) 上記1と同じ理由。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 屋外貯蔵タンクの地震の影響（地震時の挙動）は、その大きさにより異なることから、比較的規模の大きな屋外貯蔵タンクに対しては修正震度法（設計震度の算出に固有周期に応じた応答倍率を乗じる方法）が適用されている。
 [参照条文] 危険物の規制に関する政令第11条第1項第4号、第5号。
 危険物の規制に関する規則第20条の4、第20条の4の2、第21条。
 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の20第2項、第4条の22の10、第4条の23。

問2 答 (1)

解説 屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の軒高は、原則6m未満とされているが、第2類又は第4類の危険物のみの貯蔵倉庫で一定の要件に適合するものについては、20m未満とすることができることとされている。
 [参照条文] 危険物の規制に関する政令第10条第1項第4号。
 危険物の規制に関する規則第16条の2、第33条第2項。